

スマホやタブレットで申告できます！

e-Tax（電子申告）を利用すれば、自宅から24時間いつでも申告することができます。感染症防止や時間の有効活用のためにもぜひご利用ください。スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。

所得税確定申告はこちから

URL : <https://www.keisan.nta.go.jp>

申告相談にあたってのお願い

事前に集計を済ませていない場合は、申告相談を受けられません。

- 事業所得や不動産所得を申告する人は、帳簿などを基に収支内訳書を事前に作成してください。
- 収支内訳書や医療費控除などの集計用紙は、項目ごとに計上されれば任意の様式でも構いません。
- 住宅改修や住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の初回申告は、税務署で申告してください。

1月下旬に申告書を送付します

市・県民税の申告書は、1月1日現在、本市に住民登録がある人で、昨年、市・県民税申告をした人や収入情報が無かった人へ、1月下旬に発送します（昨年、確定申告した人には送付しません）。

●昨年、事業所得（営業・漁業・農業など）や不動産所得を確定申告した人には、収支内訳書などの集計用紙を送付します。

●申告書・収支内訳書・医療費控除の明細書などは、市役所税務課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。



郵送でも受け付けます

市・県民税申告書を自分で作成して提出する場合は、根拠となる書類（証明書・領収書など）を全て添付して提出してください。電話で内容を確認することができますので、提出の際は電話番号を必ず記入してください。

なお、確定申告書は税務署へ郵送または持参してください。

表1 市・県民税、所得税申告相談日程

受付時間：午前8時30分～午後3時（正午～午後1時を除く）	
期 日	申告相談会場
2月13日(金)	生出地区コミュニティセンター
2月16日(月)	矢作地区コミュニティセンター
2月17日(火)	下矢作地区コミュニティセンター
2月18日(水)	横田地区コミュニティセンター
2月19日(木)	竹駒地区コミュニティセンター
2月20日(金)	米崎地区コミュニティセンター
2月24日(火)	小友地区コミュニティセンター
2月25日(水)	広田地区コミュニティセンター
2月26日(木)	長部地区コミュニティセンター
3月 2日(月)	今泉地区コミュニティセンター
3月 3日(火)	市コミュニティホール (高田地区コミュニティセンター) 13日、16日は午前中のみ

※ 3月9日(月)および11日(水)は相談を実施しません

消費税の確定申告は大船渡税務署へ

消費税の確定申告については、大船渡税務署にお問い合わせください。

問い合わせ先 大船渡税務署 ☎0192(26)3481

市・県民税

所得税

申告の準備をしましょう
申告はe-Taxの活用を！

SDGs GOAL 16 平和と公正をすべての人に

市・県民税と所得税の申告は、3月16日(月)が期限です。
市では、市・県民税と所得税の申告相談を左のページの表1のとおり2月13日(金)から行います。

申告が必要か確認してみましょう

申告の要否と種類（所得税の確定申告、市・県民税申告）を下の図で簡易的に判断できます。

※確定申告をする場合は、市・県民税申告は必要ありません。



収入がない場合も申告を

昨年中に収入がない場合でも、市・県民税の申告は必要です。申告をしないと、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定に影響する場合があるほか、各種手続きに使用する所得証明書などの発行もできません。収入がない旨の申告をする場合は、市・県民税申告書内の「16 収入がなかった人などの記載欄」に必要事項を記載し、必ず期限までに提出してください。

問い合わせ先 市役所税務課市民税係（内線111・112）